

# 徳島県訪問看護支援センターだより

公益社団法人徳島県看護協会

第16号

令和3年3月

徳島県訪問看護支援センターだより第16号を発行いたします。

徳島県でも、クラスターが発生し、「新型コロナウイルス感染症」の新規感染者数が増加し、訪問看護事業所の皆様には、新型コロナウイルス感染症対策に追われ、大変な状況が続いていることと思います。新型コロナウイルス感染症対策では、「持ち込まない」、「持ち出さない」、「拡げない」ことが基本となります。更なる感染管理の徹底をお願いします。

訪問看護支援センターでは、徳島県等と連携しながら最新情報を提供するとともに、訪問看護の充実強化への支援を実施していきたいと考えています。

困りごとや要望等がありましたらお気軽にご連絡ください。



訪問看護支援センター

## 令和3年度介護報酬改定

新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で「感染症や災害への対応力強化」を図るとともに、団塊の世代の全てが75歳以上となる2025年に向けて、2040年も見据えながら、「地域包括ケアシステムの推進」、「自立支援・重度化防止の取組の推進」、「介護人材の確保・介護現場の革新」、「制度の安定性・持続可能性の確保」を図る。

**改定率：+0.70%**

※うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価 0.05%（令和3年9月末までの間）

### 1. 感染症や災害への対応力強化

感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築

#### ① 日頃からの備えと業務継続に向けた取組の推進

- ・ 感染症対策の強化として、以下の取組を義務づける。（※3年の経過措置期間を設ける）
  - i 施設系サービスについて、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練の（シミュレーション）の実施
  - ii その他のサービスについて、委員会の開催、指針の整備、研修の実施等、訓練（シミュレーション）の実施
- ・ 全てのサービスについて、感染症や災害が発生した場合の業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける（※3年の経過措置期間を設ける）
- ・ 通所系・短期入所系・施設系サービス、（地域密着型）特定施設入居者生活介護について、小規模多機能型居宅介護等と同様に、非常災害対策としての訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする

### 2. 地域包括ケアシステムの推進

住み慣れた地域において、利用者の尊厳を保持しつつ、必要なサービスが切れ目なく提供されるよう取組を推進

### 3. 自立支援・重度化防止の取組の推進

制度の目的に沿って、質の評価やデータ活用を行いながら、科学的に効果が裏付けられた質の高いサービスの提供を推進

### 4. 介護人材の確保・介護現場の革新

喫緊・重要な課題として、介護人材の確保・介護現場の革新に対応

### 5. 制度の安定性・持続可能性の確保

必要なサービスは確保しつつ、適正化・重点化を図る

## <訪問看護等に関する主な改訂項目>

### 【退院当日の訪問看護】

○利用者のニーズに対応し在宅での療養環境を早期に整える観点から、退院・退所当日の訪問看護について、現行の特別管理加算の対象に該当する者に加えて、主治の医師が必要と認める場合は算定を可能とする。【通知改正】

### 【看護体制強化加算の見直し】

○看護体制強化加算について、医療ニーズのある要介護者等の在宅療養を支える環境を整える観点や訪問看護の機能強化を図る観点から、以下の見直しを行う。【告示改正】

〔算定要件〕

- ・算定日が属する月の前6月間において、利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合

(現行) 100分の30以上 → (改定後) 100分の20以上

- ・(介護予防)訪問看護の提供に当たる従業者の総数に占める看護職員の割合が6割以上であること(新設)
- (※) 2年の経過措置期間を設ける。また、令和5年3月31日時点で看護体制強化加算を算定している事業所であって、急な看護職員の退職等により看護職員6割以上の要件を満たせなくなった場合においては、指定権者に定期的に採用計画を提出することで、採用がなされるまでの間は同要件の適用を猶予する。
- (※) 算定月の前6月間における利用者総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した割合が50%以上の要件(I・II共通)及び算定月の前12月間にターミナルケア加算を算定した利用者数の要件(I:5人以上、II:1人以上)は変更なし。

〔単位数〕	<現行>		<改定後>	
(訪問看護)				
看護体制強化加算(I)	600 単位/月		看護体制強化加算(I)	<u>550 単位/月</u>
看護体制強化加算(II)	300 単位/月	→	看護体制強化加算(II)	<u>200 単位/月</u>
(介護予防訪問看護)				
看護体制強化加算	300 単位/月		看護体制強化加算	<u>100 単位/月</u>

### 【訪問看護のリハの評価・提供回数等の見直し】

- 訪問看護及び介護予防訪問看護について、機能強化を図る観点から、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士によるサービス提供に係る評価や提供回数等の見直しを行う。【告示改正】

#### 【訪問看護、介護予防訪問看護】

【報酬】

<現行>

<改定後>

<訪問看護>

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問

297 単位/回

→ 293 単位/回

<介護予防訪問看護>

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問

287 単位/回

→ 283 単位/回

理学療法士等が1日に2回を超えて1回につき100分の90に

指定介護予防訪問看護を行った場合 相当する単位数を算定

→ 1回につき100分の50に

相当する単位数を算定

理学療法士等が利用開始日の属する月から12月超の利用者に指定介護予防訪問看護を行った場合は、1回につき5単位を減算する(新設)

〔算定要件〕

- ・理学療法士等が行う訪問看護については、その実施した内容を訪問看護報告書に添付することとする
- ・対象者の範囲について、理学療法士等が行う訪問看護については、訪問リハビリテーションと同様に「通所リハのみでは家屋内におけるADLの自立が困難である場合」を追加する。

### 基本報酬の見直し

■ 改定率については、介護職員の人材確保・処遇改善にも配慮しつつ、物価動向による物件費への影響など介護事業者の経営を巡る状況等を踏まえ、**全体で+0.70%**(うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、0.05%(令和3年9月末まで))。これを踏まえて、

- ・ 全てのサービスの基本報酬を引き上げる
  - ※ 別途の観点から適正化を行った結果、引き下げとなっているものもある
- ・ 全てのサービスについて、令和3年4月から9月末までの間、基本報酬に0.1%上乗せする

【告示改正】

# 新型コロナウイルス感染症に係る最新情報

## 新型コロナウイルス感染症ワクチン接種について

### 接種を受ける目的

より多くの方が接種することで、重症者や死亡者を減らして、医療体制の健全な機能を維持、確保することが目的である。

### 接種回数

2回接種

### 接種の対象と受ける際の接種順位

接種対象は、16歳以上の国民

【第1グループ】医療従事者等

#### ※医療従事者等の具体的な範囲

(1) 病院、診療所において、新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者を含む）に頻繁に接する機会のある医師その他の職員

**（訪問看護ステーションの従事者で、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接する場合には、病院、診療所に準じて対象に含まれる。）**

(2) 薬局において、新型コロナウイルス感染症患者に頻繁に接する機会のある薬剤師その他の職員

(3) 新型コロナウイルス感染症患者を搬送する救急隊員等、海上保安庁職員、自衛隊職員

(4) 自治体等の新型コロナウイルス感染症対策業務において、新型コロナウイルス感染症患者に頻繁に接する業務を行う者                   ア 感染症対策業務                   イ 予防接種業務

【第2グループ】令和3年度中に65歳以上に達する者(昭和32年4月1日以前に生まれた者)

【第3グループ】

(1) 基礎疾患を有する者

(2) 高齢者等が入所・居住する社会福祉施設等において、利用者に直接接する職員

【第4グループ】第1～3グループに該当しない者と一定の接種順位を決めて、接種を行っていく。

### 医療従事者の先行接種について

公立病院にて約2万人の医療従事者が接種を行い、次に公立(県立・公立)病院→民間病院・診療所の順で約370万人の医療従事者を行う。(基本的に規模順で接種を実施)

### 接種が受けられる場所

原則として、住民票所在地の市町村(住所地)の医療機関や接種会場で接種を受ける。

病院・体育館・診療所・サテライト型接種施設で接種予定である。

### 接種を受けるための手続き

次のような方法で接種を受ける。

(1) 市町村から「接種券」と「新型コロナワクチン接種のお知らせ」が届く。

(2) 自身が接種可能な時期が来たことを確認する。

(3) ワクチンを受けることができる医療機関や接種会場を探す ([接種が受けられる場所](#)を参照)

(4) 電話やインターネットで予約をする。

(5) ワクチンを受ける際には、市町村より郵送される「接種券」と「本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)」を持参する。

### 接種を受ける際の費用

全額公費で接種を行うため、接種費用は無料である。

### 接種を行うのは義務なのか?

ワクチンの接種は努力義務になっている。新型コロナウイルス感染症のワクチンの接種は、しっかり情報提供を行ったうえで、接種を受ける方の同意がある場合に限り接種を行うことになる。

受ける人の同意なく、接種が行われることはない。

### 接種を受けた後に副反応が起きた場合の救済制度について

一般的に、ワクチン接種では、副反応による健康被害(病気になったり、障害が残ったりすること)が、極めて稀ではあるものの避けることができないことから、救済制度が設けられている。

救済制度では、予防接種によって健康被害が生じ、医療機関での治療が必要になったり、障害が残ったりした場合に、予防接種法に基づく救済(医療費・障害年金等の給付)が受けられる。

※ワクチンに関する情報は、現時点で入手し得る最新情報に基づいて作成しています。

情報は日々更新していますので、詳細は以下のHPをご参照ください。添付資料もご参照ください。

厚生労働省 新型コロナワクチンについて

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine\\_00184.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html)

# 令和3年度徳島県訪問看護支援センター研修案内

開催時期の近い研修を掲載しています。お気軽にご参加ください。

詳しくは、同封している『令和3年度教育研修事業』をご参照ください。

研修名	開催日	開催場所	内容	講師
訪問看護師養成講習会 (eラーニング課程)	7/1(木) 開講		eラーニング・実習	
	12/16(木) 9:30~12:00	徳島県 看護会館	演習 振り返り、今後の取り組み	徳島県看護協会複合型 サービス事業所あい 管理者 藤原都志子
在宅看護スキルアップ 研修 (集合研修①-1)	7/13(火) 9:00~ 12:00	徳島県 看護会館	呼吸系・循環系のフィジカルアセスメント の実際～ラング・フィジコを用 いた演習～	徳島赤十字病院 救急看護認定看護師 坂田 司
(集合研修①-2)	13:00~ 16:00		急変時及び急変に至る兆候の 理解、判断、対処 ～リアルタイムでCPRスキルが 測定できるシミュレータを活 用して～	徳島赤十字病院 救急看護認定看護師 福田ひろみ 大垣由美
(集合研修②) 【東部開催】	6/23(水) 18:30~ 20:00	徳島県 看護会館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・QOL向上のためのリハビリテーション 技法</li> <li>・セルフケア能力向上支援の 方法</li> <li>・演習(在宅における看護師が 行うリハビリの実際)</li> </ul>	徳島大学病院 脳卒中リハビリテーション看護 認定看護師 野崎夏江 摂食・嚥下障害看護認 定看護師 兼本ひろみ
(集合研修②) 【南部開催】	5/25(火) 18:30~ 20:00	ひまわり 会館		徳島県立三好病院 脳卒中リハビリテーション看護 認定看護師 横佐古美千代 摂食・嚥下障害看護 認定看護師 福島江美
(集合研修②) 【西部開催】	5/20(木) 18:30~ 20:00	美馬市 地域交流 センター ミライズ		
小児訪問看護・重症心 身障がい児(者)看護 研修	7/7(水) 9:20~ 16:30	徳島県 看護会館	地域で暮らす医療的ケア児を ささえる看護の役割 他	株式会社スペースなる 増田夏実 他
7/7(水)午後 13:30~16:30 【公開講座】 《遠隔研修》	8/17(火) 10:00~ 16:00		小児のフィジカルアセスメントと救命処 置 他	徳島県立中央病院 小児救急看護認定看護 師 諏訪知穂 他
	12/7(火) 10:00~ 15:00		小児の退院支援の実際と課題 他	徳島大学病院 NICU/GCU 看護師長 森内洋美 他
訪問看護管理者 養成研修	5/13(木) 16:00~ 17:00	徳島県 看護会館	研修のすすめ方説明 DVD 配布	事務局
日本看護協会「訪問看 護及び介護施設等の看 護管理者研修プログラ ム」に沿った研修 ※	6/15(火) 9:00~ 12:30		集合研修(DVD視聴による自己 学習後) 事前課題、演習	事務局
	2/17(木) 13:30~		取り組み課題のアクション プラン立案・発表	徳島県看護協会訪問 看護ステーション阿南 管理者 岩佐久美
訪問看護管理者 フォローアップ研修	5/15(土) 13:00~ 16:00	徳島県 看護会館	BCPとは 訪問看護事業所に求められる 役割 他	慶応義塾大学医学部 衛生学公衆衛生学教室 講師 山岸暁美

※ <https://www.nurse.or.jp/nursing/zaitaku/houmonkango/index.html>

[訪問看護及び介護施設等の看護管理者研修プログラム \[PDF 1.3MB\]](#)

[訪問看護及び介護施設等の看護管理者研修プログラム 演習ワークシート集 \[WORD 136KB\]](#)

【お問い合わせ】 徳島県訪問看護支援センター TEL: 088-631-5544 FAX: 632-1084